

第84期定時株主総会 交付書面省略事項

■ 事業報告	当社の財産および損益の状況（単体）	1
	主要な営業所および工場	2
	会計監査人に関する事項	3
	会社の体制および方針	4
■ 連結計算書類	連結株主資本等変動計算書	8
	連結注記表	9
■ 計算書類	貸借対照表	15
	損益計算書	16
	株主資本等変動計算書	17
	個別注記表	18
■ 監査報告書	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	23
	計算書類に係る会計監査人の監査報告書	25

第84期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

ハリマ化成グループ株式会社

■ 事業報告

当社の財産および損益の状況（単体）

（単位：百万円）

	第81期 (2023年3月期)	第82期 (2024年3月期)	第83期 (2025年3月期)	第84期 (2026年3月期)
営業収益	2,811	3,160	3,470	3,077
経常利益	460	894	1,067	597
当期純利益	52	688	2,147	956
1株当たり当期純利益（単位：円）	2.11	28.43	88.55	39.36
総資産	41,861	49,381	49,008	46,808
純資産	22,762	22,938	23,664	23,820

（注）1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。

主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

当社

名 称	所 在 地
東京本社	東京都中央区
大阪本社	大阪市中央区

子会社等の主な製造拠点および研究開発拠点

名 称	所 在 地
ハリマ化成株式会社	本社所在国：日本
加古川製造所	兵庫県加古川市
富士工場	静岡県富士市
中央研究所	兵庫県加古川市
筑波研究所	茨城県つくば市
ハリマエムアイディ株式会社	本社所在国：日本
加古川工場	兵庫県加古川市
LAWTER Europe B.V.	本社所在国：ベルギー
カロ工場	東フランドース州ベフェレン
LAWTER Inc.	本社所在国：米国
バクスレー工場	ジョージア州バクスレー
Plasmine Technology, Inc.	本社所在国：米国
ベイミネット工場	アラバマ州ベイミネット
杭州杭化哈利瑪化工有限公司	本社所在国：中国
杭州工場	浙江省杭州市

会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 当社の会計監査人としての当期に係る報酬等の額 46百万円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 62百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①に記載の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。

2. 当社の重要な子会社のうち、LAWTER B.V.等は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当期における会計監査人の活動計画および報酬見積の算定根拠の適正性等について審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会社の体制および方針

当社グループの会社の体制および方針は以下のとおりです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの取締役および使用人は、とるべき行動の基準、規範を示した「ハリマグローバル企業行動基準」を遵守し、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は法令および就業規則に則り厳正に措置する。
 - ② コンプライアンス体制の充実、強化を推進するため取締役を中心に構成する企業倫理委員会を置く。また直接、使用人から通報、相談を受ける相談窓口を社内、社外に設け、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対する不利益な取り扱いの防止を社内規程に明記し、厳正に運用する。
 - ③ 取締役会の業務執行監督機能の強化と意思決定の透明性を図るため、社外取締役を選任している。
 - ④ 業務執行部門から独立した監査グループが定期的または随時に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会および監査等委員会に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が社内規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令および社内規程等に基づき保存するとともに、必要に応じて取締役（監査等委員含む）、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
 - ② 法令および取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
 - ③ 取締役の職務執行に係る情報の作成、保存および管理状況について監査等委員会が監査を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役を中心に構成するリスクマネジメント委員会を置き、各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。
 - ② 各部門および各子会社の長は、それぞれ自部門、自社に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - ② 経営の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、取締役会の議決を必要としない業務執行の決定の一部を、定款の定めに従い取締役に委任する。さらに、上記委任事項のうち一定の重要な事項については、意思決定の透明性と公正性を担保するため、取締役会の決議によって、役付取締役等で構成する会議にてこれを審議、決定のうえ、取締役が執行する。
 - ③ 経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の創出と意思決定および業務執行の監督機能に特化し、執行役員は管掌の職務を執行する。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の経営の独立性と自主性を尊重しつつ、緊密な連携を保ち、連結グループ経営の効率性の向上を図るため、子会社管理の基本方針および当社に対する報告事項等を社内規程に定める。
 - ② 子会社は上記社内規程に則り、経営計画、損益、業務執行状況等の報告を当社に定期的に行う。
子会社管理の所轄部門は、当該報告等により子会社の業務の適正性、効率性を確認するとともに、子会社が「ハリマグローバル企業行動基準」に則ったコンプライアンス体制を構築し、リスク管理体制を確立できるよう指導、監督する。
 - ③ 財務報告の信頼性を確保するため、これに係る内部統制を整備、運用および評価する。
 - ④ 監査等委員会と監査グループは、定期的または随時にグループ管理体制を監査する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができる。
 - ② 当該使用人は、監査等委員会から指示された職務に関して、取締役および上長等の指揮、命令を受けない。
 - ③ 当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分は、監査等委員会の同意を得た上で行う。
- (7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社および子会社の取締役および使用人は監査等委員会に対して、法定の事項に加え、以下の事項を遅滞なく報告する。
 - ・ 当社グループの経営および事業運営に著しい損害を与える、または与えるおそれのある重要事項
 - ・ 監査グループが行う内部監査の結果
 - ・ 内部通報制度による、またはその他の方法による内部通報の内容および対処
 - ② 上記にかかわらず、監査等委員会は随時、当社および子会社の取締役および使用人に対して報告または書類の提出を求め、また重要と判断する会議に出席することができる。
 - ③ 当社は監査等委員会に上記の報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。
 - ② 監査等委員会は代表取締役、会計監査人と相互に意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う会合を開催する。
 - ③ 監査等委員会は監査グループおよび会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査を実施する。
 - ④ 当社は監査等委員の職務の執行について合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査等委員の請求に基づき速やかに支弁する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、およびその整備状況

当社グループは「ハリマグローバル企業行動基準」において、社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人、団体に関わるなど、社会良識に反する行為は行わない旨を定め遵守している。

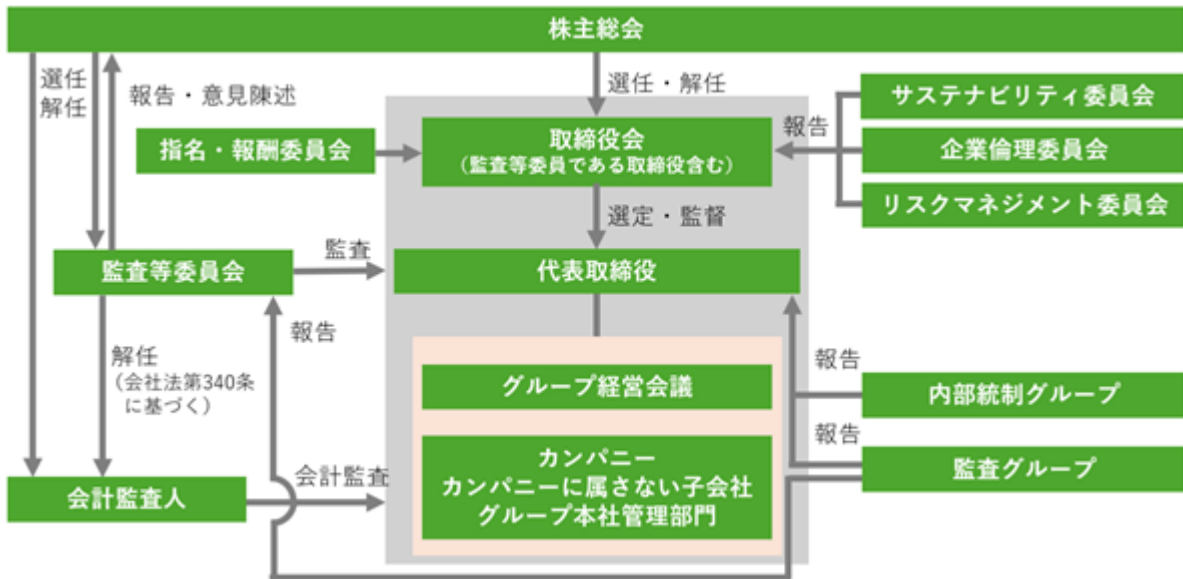
また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理を行っている。

(10) 会社の体制の運用状況

当社グループにおける上記体制および方針についての運用状況は以下のとおりです。

- ① 当期は18回の取締役会、16回の監査等委員会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② 常勤の監査等委員である取締役は、グループ経営会議など重要な会議には全て出席して、必要に応じて意見を述べるとともに、重要な決定書類等の閲覧などを通じて、監査等委員である社外取締役とともに、取締役の職務の執行状況を監督しています。
- ③ 任意の指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役および執行役員の指名・選解任ならびに取締役の報酬の審議プロセスの客観性、透明性、公平性を一層高め、コーポレートガバナンス体制の強化を図っています。当該委員会は、独立社外取締役を過半数とする取締役で構成し、委員長は独立社外取締役としています。当期は3回開催しました。
- ④ サステナビリティ推進に関連する重要な経営課題について、サステナビリティ委員会が取締役会に対して付議・報告を行う体制を整えています。グループ全体のSDGsおよびESGへの取り組みを一元的に管理し、現状や課題を共有することで、迅速かつ的確な方針決定と具体的な対策の推進を図っています。また、情報開示の充実を通じて、当社の取り組みに対する理解をあらゆるステークホルダーに深めていただけるよう努めています。これらの取り組みにより、サステナビリティ推進に関するガバナンスの強化と、企業価値の持続的な向上を目指しています。
- ⑤ 取締役を担当役員とする内部統制グループは、各カンパニー、持株会社の各管理部門、国内外子会社から提出される内部統制月報を集約して点検し、内部統制会議を定期的を開催することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの徹底、リスクの回避および管理の状況ならびに「ハリマグローバル企業行動基準」の遵守状況を監視しています。この内部統制会議には、管理部門の責任者および社外を含む監査等委員が出席しています。

【ご参考】 経営組織その他コーポレートガバナンス体制の概要



(注) 事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てています。

■ 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,012	8,609	16,561	△1,727	33,456
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△1,020	—	△1,020
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	2,345	—	2,345
自己株式の処分	—	△0	—	36	35
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	△0	1,325	36	1,361
当期末残高	10,012	8,608	17,887	△1,690	34,818

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	116	3,871	△111	3,875	677	38,010
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,020
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	2,345
自己株式の処分	—	—	—	—	—	35
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	197	1,613	294	2,105	28	2,134
当期変動額合計	197	1,613	294	2,105	28	3,495
当期末残高	313	5,484	183	5,981	706	41,506

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 …………… 33社

主要な連結子会社の名称

ハリマ化成(株)、ハリマ化成商事(株)、(株)セブンリバー、ハリマエムアイディ(株)、Harima USA, Inc.、Plasmine Technology, Inc.、杭州杭化哈利瑪化工有限公司、(株)日本フィラーメタルズ、LAWTER B.V.、LAWTER Inc.、LAWTER Maastricht B.V.、LAWTER Europe BV、LAWTER Argentina S.A.、LAWTER (N.Z.) Limited、LAWTER Korea Co.,Ltd.、Fujian Nanping LAWTER Chemicals Co.,Ltd.、他17社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社数 …………… 4社 三好化成工業(株)、新日本油化(株)、秋田十條化成(株)、SunPine AB

(3) 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度等に関する事項

1) 連結子会社

ハリマエムアイディ(株)の事業年度の末日は、連結決算日と異なるため仮決算を実施しております。また、ハリマエムアイディ(株)以外の連結子会社の決算日と連結決算日との差異は、3ヶ月を超えないため仮決算は実施せず、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

2) 持分法適用会社

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なるSunPine ABについては、決算日と連結決算日との差異は、3ヶ月を超えないため仮決算は実施せず、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)。なお、一部の海外連結子会社については、先入先出法による低価法を採用しております。

2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、一部の海外連結子会社については定額法を採用しております。

有形固定資産の主な耐用年数 建物及び構築物…5~50年

機械装置 ……4~17年

② 無形固定資産

定額法。なお、主な耐用年数は次の通りです。

顧客基盤 23年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ(リース契約にリース期間満了時の処分見積価額の取り決めがある場合は、当該処分見積価額)とする定額法を採用しております。

3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 ……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金 ……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4) 収益及び費用の計上基準

当社及び国内連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、海外連結子会社は、IFRS第15号及びASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社グループは、「樹脂・化成品事業」、「製紙用薬品事業」、「電子材料事業」及び「ローター事業」を主な事業とし、顧客との販売契約に基づいて製品及び商品を引き渡す履行義務を負っております。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

製品及び商品の販売は顧客が製品及び商品の支配を獲得する一時点で充足する履行義務であるため、その履行義務が完了すると考えられる引渡し時点で収益を認識しております。ただし、国内の工場出荷取引については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）の98項を適用し、出荷時に収益を認識しております。

5) その他連結計算書類の作成のための基準となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生した連結会計年度に利益又は費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 連結子会社 ローターが保有する有形固定資産の評価

1) 連結貸借対照表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	32,383	33,783
うち、ローターの有形固定資産	10,828	11,375

2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結子会社であるローターは世界7か国（オランダ、ベルギー、米国、アルゼンチン、ニュージーランド、中国、韓国）で事業展開しており、主に粘接着剤用樹脂、印刷インキ用樹脂を製造・販売しております。

当社グループは、事業用資産の減損損失を把握するにあたって、継続的に収支の管理を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。

2026年3月期において、ローターのニュージーランドに減損の兆候が識別されたものの、外部専門家を起用して固定資産の公正価値を鑑定評価した結果、公正価値が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を計上しておりません。

当該公正価値の算定における主要な仮定は、土地面積当たりの販売単価、見込販売コスト、及び建設仮勘定・機械装置の処分可能価額であります。

これらの仮定は、当連結会計年度末時点の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済状況の変動により影響を受ける可能性があり、見積りの仮定に変更が生じた場合には固定資産の評価に影響を与え、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 会計上の見積りの変更に関する注記

退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数の変更

従来、退職給付に係る会計処理の数理計算上の差異の費用処理年数を14年としておりましたが、連結子会社の従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より数理計算上の差異の費用処理年数を13年に変更しております。なお、当該費用処理年数の変更が当連結会計年度の損益に及ぼす影響は軽微であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

51,102百万円

7. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「11. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

発行済株式数	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	26,080	—	—	26,080
合計	26,080	—	—	26,080

(2) 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月20日 取締役会	普通株式	509	21	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	510	21	2025年9月30日	2025年12月3日

当連結会計年度の末日後に行う配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月19日 取締役会	普通株式	510	利益 剰余金	21	2026年3月31日	2026年6月29日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は短期的な預金の他、内規に基づき株式を含む有価証券の取得を行っています。また、短期的な運転資金を銀行借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
① その他有価証券	2,017	2,017	—
資産計	2,017	2,017	—
(2) 長期借入金	16,799	16,827	27
(3) リース債務	2,652	2,639	△12
(4) 預り保証金	441	376	△64
負債計	19,892	19,843	△49

(注1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度
非上場株式	7,448百万円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	2,017	—	—	2,017
資産計	2,017	—	—	2,017

2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	16,827	—	16,827
リース債務	—	2,639	—	2,639
預り保証金	—	376	—	376
負債計	—	19,843	—	19,843

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及びリース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

預り保証金

長期預り保証金の時価については、過去の返還実績から想定される将来キャッシュ・フローを想定される返還期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、国内において賃貸収益を得ることを目的として、不動産を所有しております。なお、国内の賃貸ビルの一部については、当社及び一部の連結子会社を使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	839	1,518
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	235	352

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として固定資産税評価額、路線価を基に算定しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	調整額	計
	樹脂・化成品	製紙用薬品	電子材料	ローター			
国内	21,197	9,644	7,022	839	3,825	28	42,557
海外	222	19,072	6,696	35,092	△1	0	61,083
顧客との契約から生じる収益	21,420	28,716	13,718	35,931	3,824	28	103,641
その他の収益	—	—	—	—	122	—	122
合計	21,420	28,716	13,718	35,931	3,946	28	103,763

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1) 契約及び履行義務に関する情報、履行義務の充足時点に関する情報

契約及び履行義務に関する情報、履行義務の充足時点に関する情報については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

2) 取引価格の算定に関する情報

製品販売においては、顧客との契約において約束された対価から値引等の見積りを控除した金額で取引価格を算定し、重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識します。当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

1) 残存履行義務に分配した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

1,678円31銭

1株当たり当期純利益

96円56銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当期	(ご参考)前期	科 目	当期	(ご参考)前期
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	9,526	10,908	流動負債	13,749	18,544
現金及び預金	48	82	短期借入金	13,569	18,269
前払費用	87	63	未払金	3	32
短期貸付金	8,819	10,323	未払法人税等	24	17
未収入金	463	315	未払費用	56	18
その他	107	123	預り金	15	14
固定資産	37,282	38,099	役員賞与引当金	80	95
有形固定資産	5,024	5,068	その他	—	95
建物	554	604	固定負債	9,238	6,799
構築物	106	117	長期借入金	8,700	6,200
機械装置	24	28	長期未払金	406	477
船舶	0	0	繰延税金負債	92	83
車輛運搬具	0	0	資産除去債務	39	39
工具器具備品	49	39	負債合計	22,987	25,344
土地	4,289	4,276	(純資産の部)		
建設仮勘定	—	1	株主資本	23,549	23,577
無形固定資産	4,159	4,405	資本金	10,012	10,012
借地権	81	81	資本剰余金	9,748	9,749
顧客基盤	3,491	3,676	資本準備金	9,744	9,744
ソフトウェア	101	94	その他資本剰余金	3	4
その他	484	552	利益剰余金	5,479	5,542
投資その他の資産	28,097	28,626	利益準備金	501	501
投資有価証券	1,909	2,817	その他利益剰余金	4,977	5,041
関係会社株式	19,613	19,613	試験研究積立金	100	100
関係会社出資金	5,993	5,341	公害防止積立金	100	100
その他	581	853	退職手当積立金	620	620
			固定資産圧縮積立金	95	96
			別途積立金	2,110	2,110
			繰越利益剰余金	1,952	2,014
			自己株式	△1,690	△1,727
			評価・換算差額等	270	86
			その他有価証券評価差額金	270	86
資産合計	46,808	49,008	純資産合計	23,820	23,664
			負債・純資産合計	46,808	49,008

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「(ご参考)前期」は監査対象外です。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)前期
営業収益	3,077	3,470
営業費用	478	508
売上総利益	2,599	2,962
販売費及び一般管理費	2,088	2,017
営業利益	510	944
営業外収益	387	326
受取利息及び配当金	252	270
為替差益	27	—
その他	107	55
営業外費用	300	203
支払利息	288	191
支払手数料	3	1
為替差損	—	4
その他	8	6
経常利益	597	1,067
特別利益	184	1,343
投資有価証券売却益	184	1,181
関係会社清算益	—	161
特別損失	—	171
投資有価証券評価損	—	153
減損損失	—	17
税引前当期純利益	781	2,239
法人税、住民税及び事業税	△137	23
法人税等調整額	△37	68
当期純利益	956	2,147

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「(ご参考)前期」は監査対象外です。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						試験研究積立金	公害防止積立金	退職手当積立金	固定資産圧縮積立金
当期首残高	10,012	9,744	4	9,749	501	100	100	620	96
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—
積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	△1
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0	△0	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△0	△0	—	—	—	—	△1
当期末残高	10,012	9,744	3	9,748	501	100	100	620	95

項目	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
	別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	2,110	2,014	5,542	△1,727	23,577	86	86	23,664
当期変動額								
剰余金の配当	—	△1,020	△1,020	—	△1,020	—	—	△1,020
積立金の取崩	—	1	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	956	956	—	956	—	—	956
自己株式の処分	—	—	—	36	35	—	—	35
自己株式の取得	—	—	—	△0	△0	—	—	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	184	184	184
当期変動額合計	—	△62	△63	36	△28	184	184	156
当期末残高	2,110	1,952	5,479	△1,690	23,549	270	270	23,820

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

有形固定資産の主な耐用年数 建物……………5～50年

構築物……………6～50年

工具器具備品…4～15年

2) 無形固定資産

定額法。なお、主な耐用年数は次の通りです。

顧客基盤 23年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

① 経営管理業務等のサービス提供による収益

当社は、当社の子会社等に対して、経営管理業務および本社機能業務、管理部門業務などのサービスを継続して提供しており、子会社等との当該契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。

これらのサービスは一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

② ライセンス供与による収益

当社は、当社の子会社に対して、電子材料事業に係る商権等のライセンスを供与しており、子会社との当該契約に基づきサービスを提供する履行義務を負っております。

このライセンス供与による収益は売上高ベースのロイヤルティ収益であり、算定基礎となる顧客の売上が発生した時点で認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式等の評価

1) 貸借対照表に計上した金額

関係会社株式	19,613百万円
関係会社出資金	5,993百万円

2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社の貸借対照表に計上されている関係会社株式及び関係会社出資金（以下「関係会社株式等」という。）の合計金額25,607百万円はすべて市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

市場価格のない関係会社株式等の評価については、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味した発行会社の1株当たり純資産額を基礎として算定されている実質価額が取得原価に比べ50%程度以上低下しているかを検討するとともに、事業計画等に基づき回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるのであれば、当事業年度において相当の減額をしないことが認められております。

当事業年度において、その他の関係会社株式等については、実質価額が取得原価に比して50%程度以上低下しているものは存在しないものの、翌事業年度において、経営環境の悪化などにより関係会社の業績が悪化する場合には、実質価額が取得原価に比して50%程度以上低下している関係会社株式等について減損処理を行う可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る減価償却累計額

20,306百万円

(2) 保証債務

19,111百万円

下記の保証先の借入債務および仕入債務について債務保証を行っております。

LAWTER Capital B.V.	14,349百万円
Plasmine Technology, Inc.	1,918百万円
Harimatec Malaysia Sdn. Bhd.	1,307百万円
LAWTER Chemicals (Shanghai)	924百万円
Harimatec Czech, s.r.o.	496百万円
杭州哈利瑪電材技術 有限公司	115百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	9,270百万円
長期金銭債権	287百万円
短期金銭債務	3,380百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 3,077百万円

その他の営業取引高 886百万円

営業取引以外の取引による取引高 216百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,770,246株

8. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	2百万円
未払事業税	4百万円
有価証券評価減	1,277百万円
長期未払金	167百万円
減損損失	14百万円
繰越欠損金	444百万円
その他	610百万円
評価性引当額	<u>△2,450百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>71百万円</u>

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△43百万円
その他有価証券評価差額金	<u>△121百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△164百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△92百万円</u>

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ハリマ化成(株)	兵庫県 加古川市	5,000	樹脂・化成 品 製紙用薬品 電子材料	100	役務の提供 資金の借入 役員の兼任 経営管理 不動産賃貸 債務被保証	経営管理料の 受取(注1) 不動産賃貸料 (注2) 資金の借入 (注3) 債務被保証 (注4) 出向者に係る 人件費の支払(注 5)	1,509 549 261 1,700 810	— — 短期借入金 — —	— — 2,294 — —
	ハリマ化成 商事(株)	大阪市 中央区	398	その他	100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	959	短期貸付金	796
	(株)セブン リバー	広島市 安佐南区	14	その他	100	資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注3)	888	短期借入金	929
	ハリマ エムアイディ (株)	大阪市 中央区	300	樹脂・化成 品	75	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	8,132	短期貸付金	7,321
	(株)日本 フィラー メタルズ	千葉県 野田市	45	電子材料	100	資金の貸付	資金の貸付 (注3)	515	短期貸付金	701
	Plasmine Technology, Inc.	米国 フロリダ州	9千 米ドル	製紙用薬品	100	債務保証	債務保証 (注6) 保証料の受取 (注6)	1,918 1	— —	— —
	Harimatec Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア ペラ州	18,356千 リンギット	電子材料	100	債務保証	債務保証 (注6) 保証料の受取 (注6)	1,307 1	— —	— —
	Harimatec Czech, s. r. o.	チェコ クレカニ	107,000千 チェコ コルナ	電子材料	100	債務保証	債務保証 (注6) 増資の引受け (注7)	496 652	— —	— —
	LAWTER Capital B.V.	オランダ ロッテルダム	18千 ユーロ	ローター	97.68	債務保証	債務保証 (注6) 保証料の受取 (注6)	14,349 25	— —	— —
LAWTER Chemicals (Shanghai)	中国 上海市	5,000千 米ドル	ローター	97.68	債務保証	債務保証 (注6) 保証料の受取 (注6)	924 1	— —	— —	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 経営管理料は、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
- (2) 不動産賃貸料は、物件の所有、管理にかかる諸経費等を勘案して決定しております。
- (3) 資金の貸付及び借入については、貸付及び借入利率は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。
- (4) 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。
- (5) 出向者に係る人件費は、当該者の給与、賞与及び社会保険料等を勘案して合理的に見積り、決定しております。
- (6) 債務保証は、金融機関等からの借入金等に対してのものであります。なお、金融機関等からの借入金等に対するものについては、年利0.1%の保証料を受領しております。
- (7) 増資の引受けは、子会社が行った増資を引き受けたものです。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

(1) 契約及び履行義務に関する情報、履行義務の充足時点に関する情報

契約及び履行義務に関する情報、履行義務の充足時点に関する情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(2) 取引価格の算定に関する情報

役務提供にかかる収益については、顧客との契約で定める価格に基づいて算定しております。当社が認識した収益に係る対価は、通常、履行義務の充足から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

979円86銭

1株当たり当期純利益

39円36銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

ハリマ化成グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘一郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 濱中 愛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハリマ化成グループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリマ化成グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

ハリマ化成グループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佃 弘一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱中 愛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハリマ化成グループ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上